

山梨県要約筆記者・要約筆記奉仕員派遣事業実施要綱

(趣 旨)

要約筆記者・要約筆記奉仕員派遣事業は、中途失聴者、難聴者等が社会生活を営む上で必要不可欠な地方公共団体等の主催する会合等に出席するなどの場合において、円滑な意思疎通を図るため要約筆記者・要約筆記奉仕員を派遣することにより、聴覚障害者（音声又は言語機能障害者を含む。以下同じ）の福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第 1 条 この事業の実施主体は山梨県とし、その業務は、合同会社カナエール（山梨県立聴覚障害者情報センター）に委託して行うものとする。

(要約筆記者・要約筆記奉仕員の委嘱)

第 2 条 要約筆記者は、山梨県要約筆記者認定試験に合格し、県又は甲府市に登録された者の中から山梨県立聴覚障害者情報センター所長（以下「所長」という。）が委嘱する。

2 要約筆記奉仕員は、山梨県要約筆記奉仕員登録名簿に登録された者の中から所長が奉仕員として委嘱する。

3 委嘱期間は、1 年とする。

(要約筆記者・要約筆記奉仕員の派遣)

第 3 条 要約筆記者・要約筆記奉仕員は、次の者から依頼があり、他に適当な意思伝達方法がないと認められる場合に派遣する。ただし、当該年度の予算の範囲内とする。

(1) 関係公的機関、身体障害者団体等からの依頼

(2) その他、所長が必要と認めた場合

(要約筆記者・要約筆記奉仕員の派遣依頼の方法)

第 4 条 要約筆記者・要約筆記奉仕員の派遣を依頼する場合は、要約筆記派遣申請書（第 1 号様式）により、会合等開催 1 週間前までに所長に申し込むものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(業務報告)

第5条 要約筆記者・要約筆記奉仕員は、業務を終了した場合、要約筆記業務報告書（第2号様式）を所長に提出するものとする。

(秘密の保持)

第6条 要約筆記者・要約筆記奉仕員は、その業務を行うにあたって個人の人権を尊重し、その身上等に関する秘密を守らなければならない。

(派遣手当等の支給)

第7条 要約筆記者・要約筆記奉仕員の派遣手当及び費用弁償は、提出された業務報告に基づき、別に定める基準により算定し支給する。

(台帳の整備)

第8条 所長は、要約筆記者・要約筆記奉仕員派遣状況台帳（第3号様式）を整備し、その年度終了後、5年間保管するものとする。

(要約筆記者・要約筆記奉仕員に対する研修)

第9条 所長は、要約筆記者・要約筆記奉仕員の資質の向上を図るため、定例的に研修会を実施するものとする。

(要約筆記者・要約筆記奉仕員派遣に伴う機器について)

第10条 所長は、この事業を効果的に実施するために、オーバーヘッドプロジェクター等の機器を整備し、要約筆記者・要約筆記奉仕員の派遣時に貸し出すものとする。

(要約筆記者・要約筆記奉仕員の取消し)

第11条 所長は、要約筆記者・要約筆記奉仕員が第6条の規定に違反したとき又は要約筆記者・要約筆記奉仕員として不適当と認める事由が生じたときは、委嘱を取り消すことができる。

(その他)

第12条 要約筆記者・要約筆記奉仕員は、その任務を行うにあたって、要約筆記者・要約筆記奉仕員であることを証明する証明書を常時携帯するものとする。

2 この事業を円滑かつ効果的に実施するために、関係者との連絡を密にするものとする。

3 その他、この要綱に定めるほか必要がある場合は、山梨県と合同会社カナエールで協議するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

2 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

3 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

4 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

5 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

6 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

○派遣手当及び費用弁償の基準

第7条の要約筆記者・要約筆記奉仕員の派遣手当及び費用弁償は、要約筆記者・要約筆記奉仕員の請求に基づき、次のとおり支払うものとする。ただし、予算の範囲内とする。

- 1 要約筆記者・要約筆記奉仕員の派遣手当は、1時間につき1,500円とし、1日6時間を上限とする。

ただし、要約筆記者については最初の1時間を3,000円、以後30分につき750円とする。

なお、午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後10時までは100分の25を、午後10時から午前6時までは100分の50を、派遣手当に乗じて得た額を加算することとし、その額に1円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てるものとする。

また、派遣時間が加算割合の異なる時間帯にまたがる場合、30分毎の属する時間帯の加算割合で算出する。

派遣日前日の午後5時以降に派遣依頼のキャンセルが発生した場合、1時間分の派遣手当を補償料として支給する。

ただし、交通費は連絡を受ける前に、既に自宅を出発した場合のみ支給する。

なお、パソコン使用による要約筆記であって、要約筆記者・要約筆記奉仕員が自己のパソコンを使用した場合には、1台につき500円を加算する。

- 2 支給期日は、原則として派遣月の翌月に支給する。
- 3 交通費は実費支給とする。